

修学旅行支援事業について

1 事業概要

子育て世帯の教育費に係る経済的負担を軽減するため、本年10月から県が実施する「学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、修学旅行費の一部を公費負担するものである。

2 事業実施の背景

県では、学校給食費の無償化を最優先に、子ども医療費や保育料、その他の子育て費用の無償化といった新規事業を県内全域でスタートさせるため、事業実施市町村を対象とした交付金制度を創設した。このため、本市としても子育て世帯における教育費に係る経済的負担の軽減を図るため、県の交付金制度を活用し、義務教育期間において高額な教育費負担となっている修学旅行費について、一部公費負担することとしたものである。

3 事業の対象者及び公費負担額等

(1) 対象者

令和6年4月から令和7年3月までの期間において、市立小・中学校が実施した修学旅行に参加した児童生徒の保護者

※就学援助など他の制度により修学旅行費の支給を受けるかたは対象外とする。

[対象者数見込] 小学校6年生 1,638人
 中学校3年生 1,698人
 計 3,336人

(2) 公費負担額 (R6補助金上限額)

小学校児童一人当たり 35,000円
 中学校生徒一人当たり 66,000円

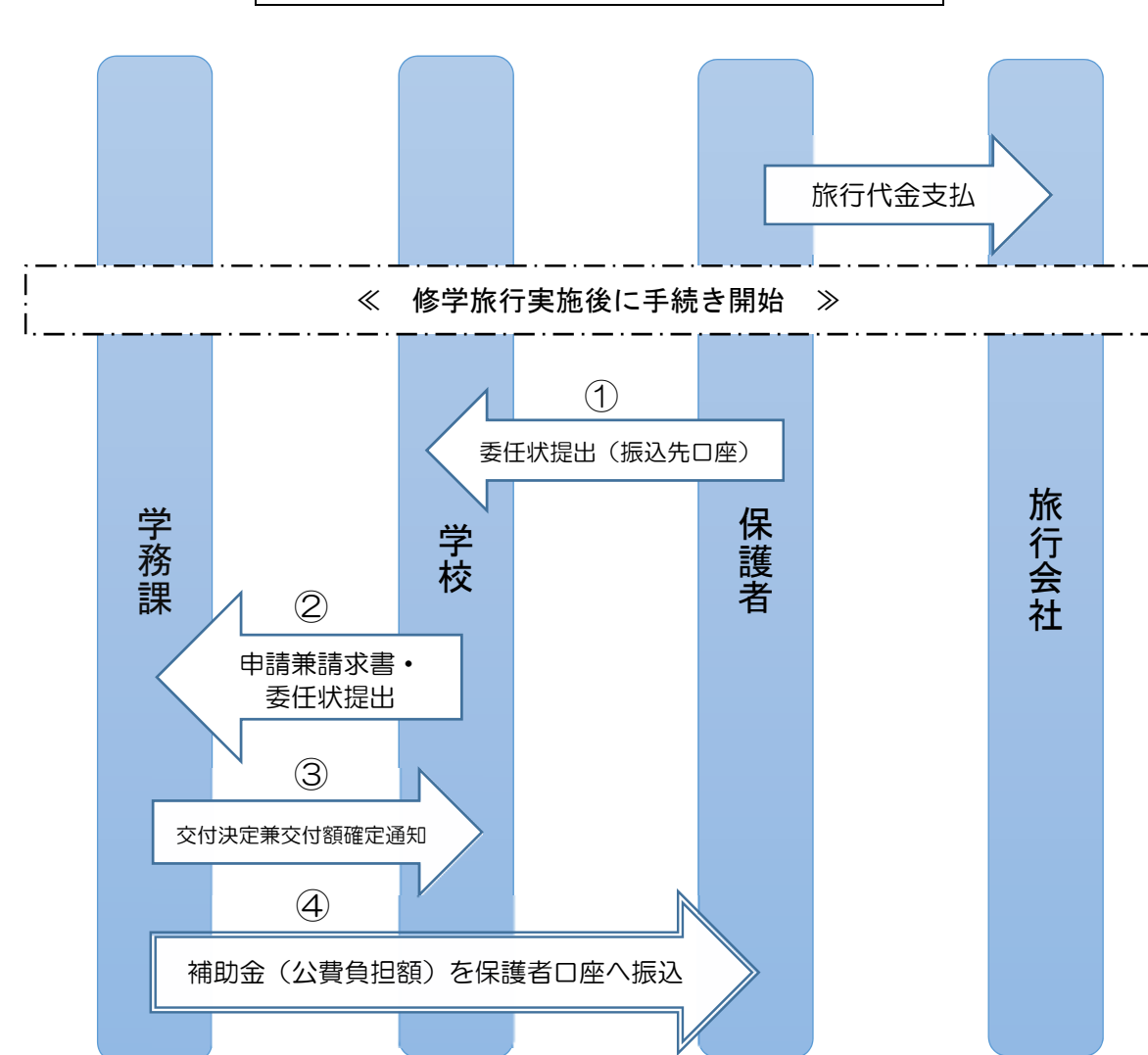
(3) 事業費 (R6歳出予算額：6月補正予算措置)

小学校分 57,330,000円
 中学校分 112,068,000円
 計 169,398,000円

4 実施スケジュール (最も補助金交付が早いケース：4月から7月に修学旅行実施済みの学校)

7月 学校及び保護者への事業実施の周知 (※事業周知チラシ参照)
 8月～ 補助金交付申請の受付を開始
 9月～ 補助金交付決定通知
 10月～ 補助金交付 (公費負担額の振込)

修学旅行支援事業における事務手続きの流れ



※各学校の修学旅行実施後に手続きを開始することとし、保護者、学校、学務課による以下の手続きを経て、補助金交付 (公費負担) を行うこととする。

[手続き①] 保護者から学校へ、補助金の申請及び請求に係る委任状、併せて保護者の振込口座の写しを提出

[手続き②] 学校から学務課へ、補助金の申請兼請求書、保護者からの委任状及び振込口座の写しを提出

[手続き③] 学務課から学校へ、補助金の交付決定兼交付額確定通知を送付

[手続き④] 学務課から保護者の振込口座へ、補助金 (公費負担額) を振込